

同時代史学会 News Letter

第36号 (2020年11月) ISSN 1347-7587

第48回定例研究会 院生・若手自由論題報告会

日時：2020年7月7日(土) 13:30～17:00

オンライン (ZOOM)開催

(参加者はオンラインでの事前登録。レジュメはクラウド上より、(i)ダウンロード不可、(ii)登録者以外閲覧不可、という形で配信。)

<報告要旨>

戦後沖縄における沖縄戦体験記録運動のはじまりと「記録者」たちの誕生
須田佳実 (一橋大学大学院)

はじめに

本報告では、沖縄戦体験を語る・聞く・記録するという営みであった沖縄戦体験記録運動のはじまりを、住民の沖縄戦体験を自覚的に記録する「記録者」が誕生する場面として捉えることを試みた。そしてそれを通して、1970年代における沖縄戦認識枠組みが成立する過程にあった複数の沖縄戦認識の位相を明らかにすることを目的とした。

1970年代前半に刊行された『沖縄県史9巻沖縄戦記録1』(1971年)『沖縄県史10巻沖縄戦記録2』(1974年)や那覇市による戦時記録は、住民の沖縄戦体験の証言から構成され、従来の軍隊中心の戦記物と異なっていたため、大きな反響を呼んだ。

これまで、沖縄戦体験記録運動については、当該運動を中心的に進めてきた研究者たち、すなわち運動当事者による語りや意義づけが主流を形成してきた。そしてそれは、戦後日本におけるアジア・太平洋戦争の認識の変遷といった戦争体験をめぐる議論に、基本的にはそのまま反映されてきた(吉田裕『日本人の戦争観—戦後史の中の変容』岩波書店、1995年、成田龍一『戦争経験の「戦後史」』岩波書店、2010年など)。これらの議論において、沖縄戦体験記録運動は、体験者が証言を語り始めた1970年代の特徴として位置付けられてきた。

運動当事者の一人である嶋津与志は、沖縄戦の調査研究のなかで明らかにされてきたことや、自身の体験をもとに、1960年代の「軍隊の論理」は、1970年代に住民の

視点の沖縄戦体験が蓄積されたことによって、「住民の論理」へと展開したと沖縄戦体験の語りとの位相の変化を指摘した（嶋津与志『沖縄戦を考える』ひるぎ社、1983年）。運動当事者による語りが主流の中で、鳥山淳は、1960年代末からはじまった沖縄戦体験記録運動を、体験者と記録者の関係性から論じ、「聞き書きの場が生み出す力」を指摘した（「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」成田龍一他編『日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006年）。屋嘉比収は、1990年代後半以降の沖縄研究の興隆とアイデンティティを追求する意識の低下を背景に「沖縄戦の記憶」を論じ、1970～1980年代における沖縄戦体験記録運動を「戦後歴史学の手法や価値観」というその記録・編集方法に注目して、自治体史編纂は文書資料を重視する学問的作法に依拠していたため、編集の過程で身体性などが捨象されてきたという課題を提起した（「戦後世代が沖縄戦の当事者となる試み」同編『友軍とガマ：沖縄戦の記憶』社会評論社、2008年）。

こうした問題提起のなかで、従来の記録の対象となつてされなかった戦争トラウマや、身体性を描写してきた沖縄文学の成果を踏まえる必要が提起されたといえる。また、2000年代以降の沖縄戦研究の到達点として、沖縄戦体験が東アジア現代史に通じる普遍性・重層性をもつことが指摘されてきた（戸邊秀明「沖縄戦の記憶が今日によびかけるもの」（成田龍一他編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、2015年）。さらに最近では、単なる手法としての聞き書きに留まらず、語る・聞くという経験そのものを取り上げるオーラル・ヒストリーをめぐる研究群においても、沖縄戦体験を記録すると言う営みが注目されている。このように、従来の記録方法における学問的作法を批判検討することで、沖縄戦の認識枠組みは更新されてきたといえる。

他方で、記録運動の内実そのものは運動当事者による語りや意義づけが主流を形成する状況が継続している。なぜ、聞き書きの場における体験者の沈黙が、自身の体験を捉えかえす契機となったのか。記録運動が運動と研究の要素を併せ持っていたという指摘（成田2010）を踏まえた時、それら二つの要素がどのように軸を一にしていったのか。1980年代以降の沖縄戦認識を巡る議論や平和運動への流れといった結果を踏まえて、沖縄戦体験記録運動を位置付けるのではなく、記録者たちの同時代認識から、そのはじまりを読み解く必要があると考えた。

1、沖縄県史編集審議会における議論

第一章では、1963年に発足した沖縄県史編集審議会の会議録から、戦後沖縄における修史事業が「戦後歴史学の手法や価値観」（屋嘉比2008）の影響を受けていたとい

うことを実証的に明らかにし、住民の沖縄戦体験を編む背景の一つには沖縄の歴史研究の水準を高めるという問題意識があったことを検討した。

まず、沖縄戦体験記録運動の前段階として、1963年に沖縄県史編纂事業が開始した時の議論から確認した。県史編纂の為に設置された沖縄県史編集委員会には、戦前から活動・活躍していたジャーナリストや民俗学者、作家、などが参加していた。最初の頃の議事録からは、戦前・戦後にかけてはじめての修史事業に、委員たちは時に意見をぶつけながら事業を進めていたことがわかった。1964年には審議会内に各篇の編集要綱や執筆者を決めるための小委員会が設置され、沖縄戦記録篇に関する議論が本格的に始まっていく。

しかしながら当初は、従来の軍隊の行動や作戦を中心に描いた戦記物の影響を受けており、編集方針が住民の体験を記録する方向へと変わっていくのは1964年以降のことであった。沖縄戦記録編をめぐる様々な議論の発言からは、委員たちの間で、程度や論理の差こそあれど、「客観的」「実証的」な記録を残すということが前提として共有されていたことが浮かび上がった。この背景には、戦後沖縄における歴史研究を「郷土史」から「地方史」へ発展させるという課題があった。そうした中で、1966年頃より話し合われていた編纂体制の拡充が、1967年以降徐々に実現し、委員の増員や沖縄史料編集所が設置された。そして1967年10月末より地域座談会という聞き書きの場が始まることになった。

2、沖縄史料編集所における議論

第二章では、1967年に設置された沖縄史料編集所における座談会の是非を巡る議論と、論点の推移を追い、ベトナム戦争や日本復帰前後という同時代的状況に(鳥山2006)、記録者の個別的認識から迫った。そして、第一章で確認した戦後沖縄における歴史研究の課題の受け止め方や、県史編纂への取り込み方には差があることを検討し、更には、客観的な記録をとることに対する「葛藤」も考察した。

1967年に設置された沖縄史料編集所は、第一章で検討した審議会の庶務や県史編纂のための実務などを担った。所内会議においては1968年9月以降、座談会の是非を巡る議論がはじまるが、「記録」の問題として座談会にたいして否定的な意見を唱える声があがった。そのような中で、座談会による記録を重視する審議会委員たちとの合同会議が開かれるが、議論は平行線をたどる。記録・編集方法を巡る議論が長引く中で、所内会議の議論は次第に、審議会の運営方法や、執筆者の歴史観を問う議論へと展開していった。このような論点の展開から浮かび上がるのは、審議会とは異なる文脈で客観的記録を求める意識である。年長者の戦争責任を問う意識を、所内会議で

積極的に発言した安仁屋政昭から、彼が1960年代後半～1980年代にかけて全国雑誌や地域雑誌に記した論考などから検討した。

沖縄戦体験を「客観的」に記録するという方針が主流となり、「戦後歴史学の作法」に準拠した沖縄戦体験記録運動が始まろうとする中で、1970年代初頭に記録運動に関わり始めた大城将保は、そうした記録に対する葛藤を抱いていた。大城が鳴津与志名義で1973年に発表したテキストを用いて、その「葛藤」は、「客観的」な記録をとるために証言を「疑う」必要をアドバイスする他の記録者をトリガーにして生じ、それが体験者の身体性を捉え返すきっかけになったのではないかと論じた。

3、沖縄戦体験証言の「情報化」

第三章では、1975年に摩文仁の丘に建設された旧・沖縄県立平和祈念資料館の初期展示をめぐる記録者たちの認識と展示変更の議論を考察し、これまでの議論を踏まえて記録者たちが証言に向けた視線を検討した。

旧・沖縄県立平和祈念資料館は、開館早々、第二章で取り上げた安仁屋政昭や大城将保など、自治体史編纂などに関わっていた人々が、初期展示が「住民が不在」であると問題提起したことをきっかけに、1976年から、沖縄国際海洋博覧会(1975年)で沖縄館の副館長を務めた中山良彦を中心にして展示変更に向けた作業が進む。彼らは、証言を展示するという方法によって、住民が主体の沖縄戦を展示空間に表そうとしたが、既刊の証言集を読み進める中で彼らは証言の「主観性」や「視野の狭さ」また「事実誤認」があることを指摘した。そこで、「情報化」という更なる編集を加えることで住民の体験を示す展示施設へと転換させた。1978年10月18日、旧資料館はリニューアルオープンを向かえ、沖縄県から対外的に平和メッセージを発する場となっていた。

おわりに

本報告では、戦後沖縄において沖縄戦体験を記録するという営みが成立した背景と過程を「記録者」という主体から検討し、1970年代の沖縄戦認識枠組みの成立過程を考察した。最後に、記録者たちの共通点と差異がどの様に重なり合っていたのかを整理し、沖縄戦体験を記録するという営みから、戦後沖縄の重層性を考察する。1960年代半ば～1970年代の記録運動における「記録者」たちは、年長世代の文化、文学者、歴史研究を背景にもつ人々の3つに大別できる。彼らは、それぞれに異なる沖縄戦体験への視線や同時代認識、専門性を重ね合うなかでそれぞれの戦後経験を見据え、聞き書きの場から生まれた独自の方法をもって沖縄戦体験を記録する「記録者」として誕生した。沖縄戦体験者と非体験者、および記録者の間同士の戦後経験や専門性の差

異が、聞き書きの場を、沖繩戦体験を学ぶ場へと変化させた。このように、沖繩戦体験を記録するという営みは、異なる沖繩戦認識と戦後経験をもつ「他者」が互いに出会う中ではじまった、と結論づけた。

象徴天皇制と植樹

伊藤遼(東北大学大学院)

はじめに

現在、皇室ぐるみで積極的に緑化運動の支援が行われている。主なものに、毎年春の全国植樹祭、秋の全国育樹祭への参加が挙げられる。特に国土緑化運動の中心的行事である全国植樹祭には、終戦直後「愛林日植樹行事」として開始されて以来、現在まで天皇・皇后の出席が継続しており、毎年各都道府県の持ち回りで行われる「四大行幸」の一つとして定着するに至っている。

植樹祭への行幸啓については、「戦後巡幸」の地方視察の側面と、同時期に行われていた「都内近郊行幸」の文化奨励の側面とが合わさったものとして理解されてきた(瀬畑源「象徴天皇制における行幸」)。本報告では、終戦直後を主な検討時期として、植樹祭への行幸啓が毎年実施される地方視察の形として定着していった過程を、終戦直後における「植樹」という行為が有した多様な意味に考察を加えることにより明らかにすることを試みる。

森林愛護連盟による「森林愛護運動」

終戦直後の日本国内の山林は荒廃が進行していた。戦時中の深刻な物資不足により、伐採後の再植林が後回しにされたこと、終戦を経てもなお復興や引揚げが薪炭材や建材としての木材需要の急騰を招いていたことが要因である。台湾や樺太の広大な植林地森林を喪失したこともあり、国内の木材供給は需要に到底追いつかない状況であった。また、荒廃した山林は土砂崩れや洪水の原因ともなり得るもので、食糧生産の上でも山林の復興が喫緊の課題であった。

農林省山林局は「強行造林五か年計画」を打ち出し、民有林の造林促進を図ったものの、山林所有者の造林意欲低下により、政策の進展が遅れていた。造林意欲低下を招いていたのが、農地改革の進行であった。二度にわたり農地解放が実施された後も、未だに山林は解放の対象とはならず、革新勢力を中心に山林解放運動が展開されており、山林所有者の間で山林解放への危機感が高まっていた。

大日本山林会が発行する雑誌『山林』に掲載された紙上討論からは、当時山林所有者らが、強力に推し進められる農地改革に対し不満を抱く一方、山林所有者側の自主的

な行動を求める声も存在していたことがわかる。短期的な成果が見えにくい山林復旧事業は、戦後直後の混乱下で理解を獲得することが困難な中、国民的キャンペーンとして山林復旧の必要性を主張せねばならなかった。

1947年1月、林業関係の6団体は森林愛護連盟を結成し、農林省のバックアップの下、森林愛護運動を展開させていった。連盟の設立趣意書では、山林資源を復興の「唯一の資源」として主張することに力点が置かれている。また、連盟が発行する広報誌『緑化弘報』においては、デンマークやギリシャといった、戦争により荒廃した国土の復興を、植林によって成し遂げた国を例に挙げ、小さな苗木が大木に成長する過程と、復興に向け前進しつつある日本の姿とを重ねながら、地道な作業に他ならぬ植林こそ「平和的行為」であることを強調する。

森林愛護連盟が同年4月に挙行了した戦後初の愛林日植樹行事には、当時学習院中等科に在学中であった明仁皇太子が出席を要請され、非公式な形で行うとの条件付きで木苗の植樹を行った。連盟は皇太子に「明日の日本の希望」というイメージを投影しながら、短期的な成果が見えにくい地道な作業である造林の、復興の上での重要性を強調させることを試みたのであった。

森林愛護連盟は1948年から全日本観光連盟(全観連)と協同で植樹行事を実施する。全観連が主催する植樹祭では「こども」が緑化の主役に据えられ、皇室からは年少の内親王の参加や、赤坂離宮・青山御所を通じた木苗の下賜を通じて運動の支援を図っていった。

「お手植」の解禁

1947年11月、北陸地方を訪問中の昭和天皇は、富山県内で杉の苗を植樹(「お手植」)した。戦後初めての天皇による「お手植」である。昭和戦前期に、「お手植」木の管理に起因する問題が相次いで発生し、宮内省が1927年に「お手植木はなるべく少なくする」との方針を打ち出してから、「お手植」の要請には原則的に許可が与えられなくなっていた。この方針は1946年から始まった「戦後巡幸」でも踏襲された。「戦後巡幸」では森林組合や貯木場での状況聴取こそ設定されるものの、「お手植」という天皇の直接的な行動による植林の奨励は行われなかった。

「戦後巡幸」において、戦前と比較して極めて簡略化された護衛のもと、天皇が国民の間近で接する姿は、「人間天皇」を強力に印象付けた。一方で、次第に過度になる奉迎が巡幸批判を招いてもいた。また、当時侍従長として巡幸に同行していた大金益次郎は、巡幸が次第に定型化し、「清新の気」を失いつつあると捉えていた。巡幸先の希望を取り入れ、かつ巡幸が極力簡素なものになるよう、一般の旅館への宿泊など「人間天皇」の演出に効果的な巡幸方式が徐々に取り入れられていった。天皇による

「お手植」もその一つであった。富山県内で行われた「お手植」は巡幸中に急遽予定を変更して行われたこともあり、地元では、他の訪問箇所 비해特にクローズアップして報道され、好意的に受け取られた。

森林愛護連盟は1948年の植樹行事に天皇・皇后の参加を得ることに成功した。1948年は予算や日の丸無断掲揚が直接的な原因となり地方巡幸は実施されなかったが、東京都内で実施された同行事には宮内省側から経費節減の要請があったうえで天皇・皇后の出席が実現し、GHQも開催に好意的であった。

国土緑化推進委員会の結成と国土緑化推進運動の開始

1947年9月に襲来したカスリーン台風は、関東・東北地方を中心に大水害をもたらした。全国紙の社説において水害の原因として山林の荒廃が指摘され、治水の上での山林保護を求める声が世論の上で高まりを見せていった。林業団体と政界を繋ぐパイプ役であった「林業団体懇談会」「林政懇話会」が中心となり、1950年に国土緑化推進委員会が設立される。初期の国土緑化運動は①山林の治山治水能力確保による農林水産業・工業の保全・振興と②全国の緑化による観光業振興・文化活動の場の創出の2点に主軸が置かれた。森林愛護連盟は委員会に吸収される形で解消されるものの、復興の根幹としての国土緑化の意義を掲げ、山林のみならず都市・職場・家庭へ緑化の展開を狙う運動からは、森林愛護運動との連続性が読み取れる。電力の8割近くを水力発電に頼っていた当時、山林復興と工業振興とは密接に結びつくものであった。国土緑化運動は衆参両院議長を中央組織のトップに据え、農林水産業・工業の各団体を取り込みながら、市町村レベルでも支部を組織し、「国民運動」として展開していった。

植樹祭は1953年までは関東周辺で開催され、したがって行幸啓も日帰りであった。1954年の兵庫県植樹祭から地方実施が始まり、行幸啓も地方視察を伴うものになる。1955年に植樹祭実施が決定した宮城県では宮内庁との協議の中で、県側が提示した日程案が変化していった。1947年の「戦後巡幸」時には、「戦後の民情各般にわたり、親しく其の実相を御視察あらせられ、且つ御慰問・御激励等広く民に接せられる」との目的を掲げ、戦災地の視察、遺族の慰問に重きが置かれ、福祉関連施設、産業関連施設等がバランスよく選定された一方で、1955年の植樹祭出席に伴う訪問時は、宮内庁から国民体育大会への出席時には社会事業関連の視察を、植樹祭への出席時には産業関連の視察を併せて行なうとの方針が示され訪問先の取捨選択が行われた。

おわりに

長い時間を必要とする山林復旧への理解を獲得するため、森林愛護連盟は山林復旧を戦後復興の根幹に据え、その最も基本的な行為である植樹を、地道な「平和的行為」として強調しながら森林愛護運動を展開させたことで、年少の親王・内親王にも運動を支援する上で特有の役割が与えられた。

植樹に、戦後復興の根幹・単純で地道な行為、との性格が付与されたことにより、「お手植」が解禁され、「戦後巡幸」に取り入れられていくようになった。戦後の緑化運動は林業団体が主体である森林愛護連盟による「森林愛護運動」から、農林水産業・工業など幅広い産業を取り込み全国的な国民運動へと発展を遂げ、「戦後巡幸」後も産業振興との結びつきが強調されながら継続した。

告知

2020 年度大会

教育現場の同時代史 ～コロナによる分断を越えて～

日時：2020 年 12 月 13 日（日）

10：00～13：30 自由論題

13：30～14：00 休憩・昼食

14：00～18：00 全体会

18：15～19：00 総会

会場：オンライン開催

新型コロナウイルスの感染拡大状況を見据え、本年度はオンライン開催とさせていただきます、ご参加いただくみなさまには、ネット上の安全確保のため、事前登録制とさせていただきます。登録については後日当ホームページ、また、本学会メーリングリストにて告知させていただきます。

<大会趣旨>

復古と革新の対立として始動した戦後日本の教育は、高度経済成長期に強まった画一化を経て、1990 年代以降、新自由主義的な競争原理と復古的要素を加味した国家管理との競合となって現れている。そのなかで、人間を交換可能な部品に仕立て上げていく規律化の勢いは弱まる気配がない。

フーコーが指摘したように、規律化は日常的な場面で蓄積され、学校や兵営・工場・病院などで組織化される。その前提は徹底的な分断であり規格化である。そのうえで個々の部品を関係づけ、連動させ、有用化することが目ざされている。もちろん、全ての個が思惑通りの「部品」となるわけではない。

今日、現在進行形で展開する新型コロナウイルスへの対策は、まずは密集することを禁止し、群れを寸断することから着手された。しかし、経済界にとってこの現状が決して好ましいものでないことはいままでもない。人間を部品として規律化するのであれば、部品同士をつなげ・連動させ・生産力を増強しなければ意味がないからである。分断された現状それ自体は決して歓迎されるべきものではない。分断の効果を適度に見定めた暁には、新型コロナウイルスの「克服」が叫ばれ、「新しい生活様式」のもと、部品同士をスムーズにつなげ、生産活動へと再編していこう。それは、

規律化の最前線である教育現場に何をもちたすだろうか。この問題は、歴史教育に限定された問題ではない。

経済界の要望から今後、教育現場ではこれまで以上にさまざまなことが「規格化」されていくことが予想される。学習指導要領を機械的にノルマ化した教室では、子どものニーズは徹底的に無視され、新学習指導要領が強調する「主体化」は、規律化の新たな口実になりかねない。子どもの主体性はますます軽視されていくだろう。例えば、道徳教育における「思いやり」や「命の大切さ」を高唱することが、人権教育を迂回した規律化のツールになり、児童・生徒だけでなく、そこで働く教員たち自身が相互に監視し、不信任を募らせ、顔色をうかがい付度する世界が展開する。そのなかで、子どもたちの尊厳を守るにはどうしたらよいだろうか。そして、生き生きとした人間性を育み、自立した個人と個人とが共生する成熟した社会を目指す心ある教員たちの取り組みを、ともにエンパワーメントするにはどうしたらよいだろうか。

同時代史学会では、新型コロナウイルスの影響が教育現場にさまざまなしわ寄せ（および“可能性”）を刻印するなか、「コロナ後（とされる段階）」に予想される暴力的な展開（経済界主導の弱者切り捨て）をふまえ、その状況にいかに対抗するか。コロナが可視化した“可能性”にも注意深く目配りしながら、そのしわ寄せを受ける立場に着目することで考察したいと思う。

まず杉田真衣報告「若者の労働と生活から見た学校」では、すでに多様性が著しく減退した学校現場にあって、格差社会が子どもにどんな影響を与えてきたか。女性と貧困というテーマからこの点を追求されてきた同氏に、新型コロナウイルスの影響もふまえ、またその他の教育的な現状もふまえて報告していただく。

河合隆平報告「学校教育における障害者の排除と包摂」では、特別支援教育の現状（＋同時代史）を報告していただく。コロナでの分断・ソーシャルディスタンス・新しい生活様式は、「ふれあい」を前提にした「障害者」への教育に反している。これは、「障害者」に限らず、さまざまなケアワークにあてはまることだが、同時に「障害者」が「規格化されない身体」（＝規律・訓練の対象外）を生きていることを踏まえれば、コロナ後に予想される経済界の攻勢が真っ先に排除するのも障害者であるはずだ。2016年7月に相模原でおきた殺傷事件の論理は弱まることはないだろう。コロナによって「障害者」の概念も変わり、「総障害者化」するとも言われているが、それが経済界との関係でどう展開するか。

コメンテーターには、飯吉弘子氏と大内裕和氏にお願いした。飯吉氏には、高等教育卒業生への（大企業を中心とした）経済界ニーズとそこから浮かび上がる社会（構造）変化・時代変化について論じてもらう。大内氏には、今日の教育現場の状況や予想されるコロナの影響をふまえつつ、近現代史の長期的な見通しを論じていただく。

規律化される“部品”は、個々の“部品”が対象化されるというよりも、その規範から逸脱する者を際立たせることで規格化される。「規律・訓練の体系のなかでは、子供の方が成人よりもいっそう個人化され、……犯罪非行者が普通人および非一犯罪非行者よりもいっそう個人化される」（『監獄の誕生』195頁）。規律化される「普通人」は、「ぼかし」効果によって均質化されるのであり（同書187頁）、ピントが合わせられるのは、つねに、そこから漏れ落とされる側である。それにいかに抗うか。有意義な議論ができればと思う。

<全体会報告 概要>

若者の労働と生活から見た学校

杉田真衣(東京都立大学)

新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の生存を脅かしている。このことを示す一つが、自殺者数の増加である。8月の1か月間に自殺した人は昨年よりも16%増加し、うち男性は6%増であるのに対して、女性は40%増となっている。女性の中でも30代以下が74%も増加しており、とりわけ若い女性の自殺が増えている（「30代以下の女性の自殺 去年比74%増加 新型コロナの影響も」NHK ニュース 2020年10月2日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201002/k10012644561000.html>）。若年女性を支援する団体であるBONDプロジェクトが公式LINE友達登録者の若年女性950人を対象として2020年6月に実施した調査では、外出自粛や休業要請の影響で「体・心のこと」に関して困ったことをたずねる質問に対し、「消えたい、死にたいと思った」と回答した人が69%いた（特定非営利活動法人BONDプロジェクト『10代20代女性における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響についてのアンケート調査報告書、2020年』）。

こうしたデータに表れている生存の危機の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休業となった者に女性、中でも非正規雇用労働者の女性が多い状況があると推測される。政府としても現状を把握するために、2020年9月に内閣府男女共同参画局内に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置しており、この間の運動の成果もあって、女性が直面している困難は政府としても看過できない問題になりつつある。

注意すべきは、これまでも指摘されてきたように、新型コロナウイルス感染症が拡大するよりも前から、少なくない若者、特に若年女性が、生きていけるという展望を見出せずにいたことだ。たとえば報告者がおこなってきたインタビュー調査では「できれば30歳になる前に死にたい」と話す若年女性に出会っており、支援者からも同

様の声が報告されている。その意味で、現在の若年女性の苦境は、コロナ禍によってもたらされたものではない。問題の背景に1990年代後半以降の若者の〈学校から仕事へ〉の移行の大きな変容があることは間違いなく、その変容はとりわけ貧困家庭で育つ女性たちに深刻な状況をもたらした。と同時に、2000年代以降の学校教育の性格変容によって、苦境に陥っている子ども・若者へのケアが一層困難な状態になっている。

本報告では、こうした以前からの社会変容と、現在直面している新型コロナウイルス感染症拡大の両面から、学校現場のありようが若者、とりわけ若年女性の困難を深刻化させている状況について考察する。

学校教育における障害者の排除と包摂

河合隆平（東京都立大学）

本報告では、こんにちの学校において「インクルーシブ教育」が強調されるほど、障害児の排除が進行し、障害児教育の自律性が解体させられていく特別支援教育の現状を扱う。2006年の特別支援教育の制度化以降、障害児学級・学校、通級指導教室の在籍者数は激増傾向にある。これを通常教育からの「排除」と批判するとしても、欧米に比して日本の障害児学級・学校在籍率は低く、通常学級は「インクルーシブ」である。しかし、その実態は公的支援のないままダンプされた「エクスクルージョン」にほかならない。この事実を差し置いて、経済界が求める「誰も取り残さない教育」（ダイバーシティ&インクルージョン）を推進すれば、障害児の固有のニーズは差異と多様性に埋没させられていくだろう。文科省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」は、通常学級での共学共習を推進するために特別支援学級在籍児童について「ホームルーム等の学級活動や給食等」を「通常の学級」において「共に行うこと」を「原則」とすることを提起している。それは、通常学校において障害児が集合的アイデンティティを形成するために必要な自治的な生活と学習集団を奪うものであり、特別支援学級教育の自律性・固有性を縮減させ、その教育を通常教育の補完機能へと矮小化させることを意味する。

特別支援教育には、Society5.0にむけて「多様な子供たちを誰一人取り残すこと」は許されないことを肝に銘じて、障害児に職業労働に従事する「能力」が期待できなくても無為に生きるのではなく、何らかの「能力を発揮し、共生社会の一員として」分相応に貢献できる「資質・能力」を育成することが要請される。この間、文科省は「雇用」「文化芸術」「スポーツ」「高等教育」等の重点分野を設定した「障害者活躍推進プラン」を打ち出している。障害者に対する社会貢献の要請は、人間を生産性

や効率性ではかる価値観の反映といえる。個人が「権利としての教育」を「享受」することを介して社会に「効果的に」作用する仕組みが障害者権利条約のいう「インクルーシブ教育」だとすれば、障害児に活躍や貢献を強要する教育は、もっぱら社会の要請に教育を従属させ、障害児の排除を帰結する。

報告では、障害児からみたインクルーシブ教育の実践と理論の核心が、通常教育の排除性を規制しつつ、障害児教育の自律性と固有性の確保にあることを示す。

<自由論題報告 概要>

美化された BC 級戦犯：映像テキストの変容に着目して

賀茂道子（名古屋大学大学院）

BC 級戦犯には、人違いもしくは上官の罪をかぶって処刑されたといった「悲劇」「不条理」のイメージがつきまとう。こうしたイメージの形成には、戦犯の遺書や映像での戦犯の描かれ方が寄与したと考えられる。とりわけ「私は貝になりたい」はこれまでに 4 度も映像化され、最も BC 級戦犯のイメージ形成に貢献したとされている。本発表では、「私は貝になりたい」および、他の BC 級戦犯を主人公とした映像の分析を通して、BC 級戦犯の設定がステレオタイプ化されていること、映像テキストが時代によって共通の傾向を持っていることを指摘する。そのうえで、商業映像は視聴者からの M が求められることから、BC 級戦犯映像のテキストには日本人の戦争観や戦争の罪に対する意識が反映されていると考え、そこから導き出される日本人の戦争観の変化、および戦犯が美化された背景を考察する。

産業別労働組合と演劇サークル：全損保大阪地経演劇部から劇団大阪へ

長島祐基（日本近代文学館）

日本の労働組合の特徴として企業別組合が多い点があげられる。その中で労働組合を基盤としつつ、労働組合とも異なる共同性を作り出したのが 1950 年代のサークル運動である。本報告では産業別労働組合の演劇サークルである全損保大阪地経演劇部と、その流れを組む劇団大阪の結成過程に着目し、労働組合とサークル活動の関係、その中で企業の枠組みを超えた共同性の創出、1960 年代以降の演劇運動の担い手や運動形態の変化を検討する。全損保大阪地協演劇部は企業を越えた演劇サークルとして結成され、職場や家制度の問題を描いた作品を発表した。1960 年代以降は労働紛争や企業間競争が激化し、職場での演劇創造は困難になったが、その中で新たな担い手が現れ、金融系労働者と結びつき、劇団大阪が結成された。一連の流れを検討することはサークル運動研究に加え、企業別労働組合に着目してきた労働組合研究に対しても資

する点があると考える。

戦後日本の「性教育」論：医師安藤晝一を中心に

松元実環（神戸大学大学院）

本研究は、まず、戦後初期の日本の性教育に関する歴史的研究において「性科学」視点の不足を指摘する。次に、当時の性科学の議論に頻繁に登場する医師安藤晝一の言説から、その思想的背景を考察する。戦後初期の性教育に関する歴史的研究は主に、1947年から1972年にかけて行われた「純潔教育」を分析の中心とし、先行研究は、性売買と純潔教育の関係を扱う女性史や教育史に偏る。しかし、実際は、同時代の性科学領域にも類似した議論が存在した。本研究は、医師安藤晝一に着目する。産婦人科医で、戦後は純潔教育委員会や日本性教育協会に所属した安藤は、教育現場の性教育に携わる一方、医療をはじめとする幅広い領域で「性」について言及した。先行研究は、安藤を教育者として扱うことが多かったが、性科学領域での議論を見ると、従来の研究で重要視されてきた教育的立場とは異なった思想を持っていたようだ。これらを明らかにするために、著書を中心に性科学領域の議論を見ていく。

同時代史学会理事会よりのお知らせ

「日本学術会議第 25 期推薦会員任命拒否に関する 人文・社会科学系学協会共同声明」について

同時代史学会理事会は、日本学術会議の第 25 期新規会員任命に関する問題について、各種報道・情報をもとにこの間慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、日本学術会議「第 25 期新規会員任命に関する要望書」を支持するとともに、日本歴史学協議会の呼び掛けに応じ、標記声明に賛同し、広くこの問題の解決を呼び掛けていくことといたしました。

<共同声明>

日本学術会議第 25 期推薦会員任命拒否に関する 人文・社会科学系学協会共同声明

私たち人文・社会科学分野の 104 学協会(内、4 学会連合を含む)および 115 の賛同学協会(内、1 学会 連合を含む)は、日本学術会議が発出した 2020(令和 2)年 10 月 2 日付「第 25 期新規会員任命に関する 要望書」に賛同し、下記の 2 点が速やかに実現されることを強く求めます。

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者が任命されない理由を説明すること。
2. 日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、任命されていない方を任命すること。

<編集後記>

コロナウィルス感染拡大防止のため、今年度の研究大会はオンライン開催となった。多くの研究者にお目にかかり、様々の情報交換や議論ができる機会がなくなったことを残念に思う。しかし「三密」が生じる可能性がある以上、感染のリスクを考慮すれば仕方のないと考えている。

本文を記している10月下旬の段階で、日本国内では「Go To トラベル」、「Go To イート」などと政府が助成金を用いて、感染拡大のリスクと背中合わせのキャンペーンが繰り返される。一方で政府は、年末年始に人出が集中する機会を減らす正月休みの分散を求めている。海外に目を向けるとヨーロッパでは、夏のバケーション時期に規制を緩めた結果なのか、感染拡大の第二波で、再び厳しい外出禁止策をとる国が増えてきた。アメリカでは大統領首席補佐官が「ウィルス拡大は抑制することはできず、ワクチン開発に注力する」との発言で、現状での抑制は断念をした。

自分に都合の良い意見だけに耳を傾け、専門家の批判、科学的知見を無視する。そのような結果、より深刻な形でコロナウィルス感染拡大の第二波、第三波に見舞われている国々を目の当たりにしている。こういうときにこそ、自分のみならず周囲の人を守るためにも、多くの感染症専門家の意見を聞きたい。

日本学術会議会員候補の任命拒否は、「学問の自由」に関わる重要な問題である。同時にそこから垣間見える政府が批判者を排除する態度は、危機において自分の生命、健康をどのように守るのかとの議論や、その問題の解決を困難とする。「学問の自由」は、日常生活と直接関係し、全ての人々にかかわってくる切実な問題である。

12月の年次大会時に開かれる総会において、本ニューズレターの電子化に関する提案が行われる。そこで承認をされれば、今号が会員に紙媒体で配布される最終号となる。会員の皆さんの電子化に関する御意見、御希望を、お寄せください。

(文責 岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第36号

発行日 2020年11月20日

連絡先：〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117

国立歴史民俗博物館 原山浩介 気付

harayama@rekihaku.ac.jp